

社会福祉法人伊勢原市手をつなぐ育成会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人伊勢原市手をつなぐ育成会（以下「法人」という。）定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員（理事長、理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、勤務形態に応じて、次のとおり報酬を支給する。

- (1) 常勤の理事長については、別表1のとおり報酬を支給する。
- (2) 非常勤の理事、監事及び評議員については、別表2のとおり報酬を支給する。

(常勤の役員等の報酬の算定方法)

第3条 常勤の役員等に対する報酬の額は、次の各号による報酬の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表1に定める額
- (2) 常勤の役員等が職務のため出張したときは、出張旅費規程に基づき、旅費（交通費、宿泊料）を支給する。

(非常勤の役員等の報酬の算定方法)

第4条 非常勤の理事、監事及び評議員に対する報酬の額は、次の各号による報酬の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表2に定める額
- (2) 非常勤の役員等が職務のため出張したときは、出張旅費規程に基づき、旅費（交通費、宿泊料）を支給する。

(報酬の支給方法)

第5条 役員等に対する報酬の支給時期は、次の各号による報酬の区分に応じて定める時期とする。

- (1) 常勤の役員等の報酬については、毎月20日とする。ただし、その日が休日にあたるときは、職員給与規程第4条に準じた日とする。
- (2) 非常勤の役員等に対する報酬は、原則、当該会議に出席した都度支給する。
- (3) 報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。
- (4) 報酬の支払いは、個々の役員の同意があれば、銀行振り込みとすることができる。

(公表)

第6条 法人は、この規程をもって、社会福祉法第五十九条の二第一項第二号に定める報酬の支給の基準として公表する。

(改廃)

第7条 この規程の発効および改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

別表1 (常勤の役員等の報酬)

役 職 名	報 酬 の 額
常勤の理事長	月額 200,000円

別表2 (非常勤の役員等の報酬)

役 職 名	報 酬 の 額
非常勤の理事・監事・評議員	日額 5,000円